

鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市 ごみ減量対策課

## 1 業務の目的

鎌倉市では、令和3年（2021年）6月に第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。基本理念は、引き続き、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分場を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指すとしています。

今回の見直しの中では、新たな減量・資源化策として、「事業系ごみの最適な資源化」を掲げ、昨今の資源化技術の発展を踏まえ、事業系一般廃棄物を混合ごみのまま資源化処理する事業者への処理委託を進めるとしております。

本業務では、事業系一般廃棄物（燃やすごみ）の事業系混合ごみを分別せずに資源化処理することについて、高度な技術力で適正かつ安定的に処理できる委託先を公募型プロポーザル方式で選定することにより、安定的なごみ処理を実現することを目的とします。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務
- (2) 業務内容 別紙「鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から5年間（60か月）。ただし、5年間以下の提案も可とします。
- (4) 事業費限度額 本業務の事業費の限度額は、1,644,984,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）です。  
金額の提案は、1トン当たりの処理単価（税抜き）を記載してください。

## 3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式（随意契約）

## 4 担当課

鎌倉市ごみ減量対策課（担当：石井、渡辺）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話：0467-61-3396

メールアドレス gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページURL <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

※お問い合わせについては、土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで受け付けています。

## 5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 令和2年度（2020年度）、3年度（2021年度）の鎌倉市の入札参加資格を有していること。

ただし、競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者であっても、次に掲げる書類を提出することで参加することができます。（詳細は、かながわ電子入札共同システムに掲載されている「競争入札参加資格認定 申請の手引き」のうち、該当する「提出する書類」を参照ください。）

- ア 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書
  - イ 同意書（アに該当していないことを神奈川県警察本部に照会することについての同意書）
  - ウ 役員等名簿
  - エ 貸借対照表（前年度分及び前々年度分）
  - オ 損益計算書（前年度分及び前々年度分）
  - カ 前年度の法人事業税納税証明書
  - キ 消費税及び地方消費税納税証明書（その3）、又は前年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その1）
  - ク 商業登記簿謄本（履歴全部事項証明書）
  - ケ 営業譲渡契約書（写し）  
※営業譲渡に該当する場合に提出。
  - コ 営業譲渡に係る総会議事録（写し）  
※営業譲渡に該当する場合に提出。
  - サ 合併契約書（写し）  
※合併に該当する場合に提出。
  - シ 合併に係る総会議事録（写し）  
※合併に該当する場合に提出。
  - ス 分割計画（契約）書（写し）  
※分割に該当する場合に提出。
  - セ 分割に係る総会議事録（写し）  
※分割に該当する場合に提出。
  - ソ 申請時に取得できる最新の鎌倉市民税（法人）納税証明書  
※鎌倉市内に事業所がある場合に提出。
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けていること。
  - (3) 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。
  - (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
  - (6) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
  - (8) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
  - (9) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

(10) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続き又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

(11) 平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)の間に地方公共団体又は一部事務組合等から排出される一般廃棄物の処理を受託し、かつ、履行を完了した実績があること。

## 6 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和4年(2022年)4月7日(木)から市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。また、書類等の直接配布はごみ減量対策課にて同日より開始します。
参加申し込み (電子メール)	令和4年(2022年)4月8日(金)午前9時から令和4年(2022年)4月15日(金)午後5時まで ※メール送信後「ごみ減量対策課」に受信確認の電話をしてください。 ※参加資格の選考を行い、令和4年(2022年)4月18日(月)までに選考の結果を電子メールで通知する予定です。
質問の受付 (電子メール)	令和4年(2022年)4月8日(金)から令和4年(2022年)4月15日(金)午後5時まで ※メール送信後、「ごみ減量対策課」に受信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和4年(2022年)4月19日(火)(予定)(本市ホームページ)
提案書等の提出 (持参)	令和4年(2022年)4月19日(火)から令和4年(2022年)4月22日(金)までの休日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までに「ごみ減量対策課」に持参してください。 ※持参する際は、「ごみ減量対策課」に事前予約をしてください。
プレゼンテーション	令和4年(2022年)4月28日(木)(予定)
結果通知	令和4年(2022年)5月10日(火)(予定)

## 7 参加申し込み

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書(様式1)(以下「様式1」という。 )」、「業務受注経歴書(様式2)(以下「様式2」という。 )」及び「業務受注経歴を確認できる契約書の写し」を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

### (1) 提出期間

令和4年(2022年)4月8日(金)午前9時から令和4年(2022年)4月15日(金)午後5時まで

### (2) 提出方法

「様式1」、「様式2」に必要事項を記入し、契約書の写し(PDF)とともに電子メールに添付して「ごみ減量対策課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する参加申し込み(事業者名)」としてください。メール送信後「ごみ減量対策課」に受信確認の電話をしてください。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理(以下「コンピューターウイルス対策処理」という。)を実施の上、送信してください。

### (3) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の選考を行い、令和4年（2022年）4月18日（月）までに参加資格の選考結果について、参加申し込みをしていただいたすべての事業者へ電子メールで通知する予定です。

参加資格を有する事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

## 8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式3）（以下「様式3」という。）」を提出してください。

### (1) 受付期間

令和4年（2022）4月8日（金）午前9時から令和4年（2022）4月15日（金）午後5時まで

### (2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「ごみ減量対策課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後「ごみ減量対策課」に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピューターウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

### (3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和4年（2022年）4月19日（火）までに鎌倉市ホームページ上にて公表する予定です。

## 9 提案書等の提出

事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参により提出してください。

### (1) 提出期間

令和4年（2022年）4月19日（火）から令和4年（2022年）4月22日（金）までの土・日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで

### (2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格で作成し、①～⑧を1部ずつ左綴じで綴じた一式を2部作成し、④～⑧の書類について1部ずつ左綴じで綴じた一式を10部作成してください。綴じ際にはフラットファイル等に綴じて様式が分かるようインデックスをつけてください。任意様式で作成する書類の用紙の向きは問いません。

また、事業者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問いません。なお、④～⑧の書類については、作成した事業者名を特定可能な内容の記述はしないでください。また、持参する際は、「ごみ減量対策課」に事前予約をしてください。

	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル 届出書	指定様式による（様式4） 【2部】 ※1部は代表者印を押印してください。（他の1部は複写可）

②	誓約書	指定様式による（様式5） 【2部】 ※1部は代表者印を押印してください。（他の1部は複写可）
③	その他	会社概要のパンフレット等 【2部】 一般廃棄物処理業許可証（写し）
④	実施体制調書	指定様式による（様式6） 【12部】
⑤	最終処分までの処理 工程表	任意様式 【12部】
⑥	損益計算書 貸借対照表	任意様式 【12部】 前年度及び前々年度分
⑦	見積書	任意様式 【12部】 ※12部作成するうちの1部に、事業者の所在地、名称、代表者職氏名を 余白に記載し、そのうち1部は代表者印を押印してください。（他の11 部は複写可）
⑧	業務提案書（業務提案 概要書	任意様式（A4両面 10枚まで） 【12部】 文字サイズは、11ポイント以上（注記等は除く）  次の項目は評価項目に関連するため、必ず記載すること ①業務を遂行する施設の規模と主な処理方法 ②環境負荷について ・温室効果ガスの排出量（焼却した場合との比較） ・残渣の処理方法 ・発電設備等の効率性 ③分別方法（禁品や処理困難物等） ・不適物の種類及び処理方法 ④契約期間の提案 ⑤施設の休止時、災害時処理体制の提案 ⑥その他の提案

## 10 選考方法

### (1) 選考手順

市が設置する鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、評価及び選考を行います。参加事業者ごとに別紙「鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザル企画提案審査基準」に基づいて評価を行います。選考に当たっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が上位の者を最優秀提案者（契約予定事業者）として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定します。

なお、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行いません。

また、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

### (2) 選考における評価基準

別紙「鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザル 企画提案審査基準」のとおり

### (3) 書類提出締切日

令和4年（2022年）4月22日（金）

### (4) プレゼンテーション実施日

令和4年（2022年）4月28日（木）を予定しています。

(変更になる場合、令和4年(2022年)4月22日(金)までに参加事業者ご連絡するものとします。)

#### (5) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

#### (6) プレゼンテーション出席者

3名以内。本業務に携わる予定技術者が行うものとします。

#### (7) プレゼンテーション審査内容

20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行う予定です。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「ごみ減量対策課」に事前に相談するものとし、必要機器について各参加事業者で用意してください。

プレゼンテーションの順序は、業務提案書の提出順の逆順に行うこととします。参加事業者ごとの開始時間は別途連絡します。なお、プレゼンテーションの場において、参加事業者名を特定可能な内容の表現をしないでください。

#### (8) その他

審査委員会での選考は非公開とします。

### 11 結果の公表

選考結果については、令和4年(2022年)5月10日(火)までにすべての参加事業者宛に電子メールで通知するとともに、鎌倉市ホームページで公表する予定です。また、結果の公表に対する質問については、電子メールで行うものとします。

### 12 契約の締結

本業務の最優秀提案者(契約予定事業者)として決定した参加事業者は、鎌倉市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とします。

### 13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会会長が失格であると認めた場合

### 14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書(様式6)」に記載する管理責任者及び担当者(以下「管理責任者等」と

いう。)は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加する事業者と6箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし、また、鎌倉市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとし、

- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとし、
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) 「参加申し込み」の後に、辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとし、
- (8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。
- (9) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。



## 鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託基本仕様書

### 1 目的

本基本仕様書は、鎌倉市内で排出される事業系一般廃棄物（燃やすごみ）（以下「事業系混合ごみ」という。）を分別せずに混合ごみのまま資源化处理することについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日号外法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）等の関係法令を遵守し、高度な技術力で適正かつ安定的に処理することを目的とする。

### 2 基本事項

#### (1) 契約期間

契約締結日から5年間（60か月）。ただし、5年間以下の提案も可とします。

#### (2) 引渡品目

本業務によって資源化するために引き渡す品目は、事業系混合ごみとする。  
詳細なごみ質は、別紙「事業系ごみ質組成調査概要」のとおり

#### (3) 年間予定数量

令和4年度（2022年度）	7,346 t
令和5年度（2023年度）	7,941 t
令和6年度（2024年度）	7,675 t
令和7年度（2025年度）	6,657 t
令和8年度（2026年度）	6,657 t
令和9年度（2027年度）	1,110 t

ただし、委託する量を保証するものではない。

#### (4) 契約方法

資源化处理を行うトン単位による単価契約とする。

### 3 業務内容

鎌倉市内で発生する事業系混合ごみについて、受注者の施設において適正に資源化处理（ただし、サーマルリサイクルは除く）するものとする。業務に当たっては、廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準に従って処理を行い、一般廃棄物の最終処分までの適正な処理を行うものとする。

#### (1) 引渡日

原則として、月曜日から金曜日（12月29日から1月3日は除く。）とする。

ただし、土曜日又は日曜日は、発注者及び受注者が事前に協議の上、決定する。

#### (2) 引渡時間

発注者及び受注者が事前に協議の上、決定する。

(3) 1日当たりの引渡重量

発注者及び受注者が事前に協議の上、決定する。

(4) 計量方法

受注者施設において引渡品積載時の車両重量と引渡品積卸後の車両重量の2回計量を行い、その差の量を引渡重量とする。

(5) 処理不適物

受注者は、発注者から引き渡された事業系混合ごみのうち、処理不適物があった場合は、原則として受注者で適正に処理を行うものとする。処理困難物の取扱いについては、発注者と協議するものとする。

#### 4 処理要件内容

(1) 一般廃棄物処理施設を有しており、令和4年(2022年)6月1日時点において処理施設が稼働していること。

(2) 施設の休止や災害等により施設の設備が使用できない場合については、適正かつ安定的な処理をするとともに、バックアップ体制(処理先)も確保できていること。なお、バックアップ処理先までの運搬費用は、受注者負担とする。

(3) 環境負荷について、地球温暖化の要因である温室効果ガスを削減するために、環境負荷に配慮した施設で処理できること。

(4) 本業務の履行に当たり、廃棄物処理法等の関係法令及び第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画を遵守すること。

(5) 委託期間中の処理単価は変更しないものとする。

#### 5 報告

(1) 受注者は、当該月に資源化した量について実績報告書を作成し、翌月初めに発注者まで報告するものとする。

(2) 受注者は、業務中に事故等があった場合には、受注者が全責任を持って誠実に対応し解決を図るものとし、発注者に対して速やかに報告するものとする。

#### 6 その他

(1) 注意事項

ア 引渡日時、引渡重量等は、原則として事前に発注者が指示するものとするが、事業系混合ごみの排出状況により、随時変更する場合がある。また、引き渡し自体がない日も生じることがある。

イ 受注者は、業務を円滑に遂行するため、逐次「ごみ減量対策課」と連絡調整を行わなければならない。

(2) 安全確保

ア 受注者は、業務の履行に当たっては、安全の確保に十分留意すること。

イ 受注者は、業務中に事故等があった場合には、受注者が全責任を持って誠実に対

応し解決を図るものとし、発注者に対しその結果を速やかに報告するものとする。

(3) 法令遵守

ア 受注者は、法令及び鎌倉市契約規則（昭和 39 年 6 月規則第 20 号。以下これらを「法令等」という。）を遵守するものとする。

イ 受注者は、発注者から業務の履行にかかる法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行うものとする。

ウ 受注者は、鎌倉市個人情報保護条例（平成 5 年 10 月条例第 8 号）を遵守し、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

7 新型コロナウイルスの影響等について

(1) 新型コロナウイルスの影響により、発注者が本業務の中止を決定し、受注者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復するものとする。また、契約金額の定めにかかわらず、業務中止後は発注者及び受注者双方で協議の上、発注者は、受注者が中止するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用のみを支払うものとする。

(2) 新型コロナウイルスの影響により、受注者は本業務の継続が困難になった場合や同一の感染源で 5 人以上の陽性者（クラスター）が発生した場合等には、直ちに発注者に連絡するものとする。

事業系ごみ質成調査概要

調査期間 令和元年（2019年）9月25日～9月27日

No.	大分類項目	No.	中分類項目	No.	小分類項目	事業系ごみ %	
1	紙類	1-1	新聞紙（折り込み広告含む）			0.70	
		1-2	雑誌（本を含む）			0.54	
		1-3	ダンボール		ダンボール	0.42	
		1-4	紙バック	1-4-1	アルミ付き		0.43
				1-4-2	アルミなし		0.58
		1-5	ボール紙	1-5-1	容器包装該当		1.48
				1-5-2	容器包装非該当		0.49
		1-6	カップ型容器	容器包装該当			1.95
		1-7	紙コップ・紙皿				0.52
		1-8	紙類・包装紙	1-8-1	包装紙		0.05
				1-8-2	紙袋		1.55
		1-9	色白紙	1-9-1	オフィス用紙（色白紙）		0.29
				1-9-2	そのほか色白紙		0.04
		1-10	色付紙	1-10-1	オフィス用紙（色付紙）		0.00
				1-10-2	封筒		0.07
				1-10-3	そのほか色付紙		0.06
		1-11	その他紙類	1-11-1	紙おむつ		15.34
1-11-2	リサイクルできない紙類（汚れた紙類）				13.95		
1-11-3	シュレッダー紙				0.00		
1-11-4	伝票				0.61		
1-11-5	紙類の禁忌品				0.11		
1-11-6	特定の事業所から出る紙類（産業廃棄物）				0.22		
1-11-7	その他				1.86		
小計						41.26	
2	プラスチック類	2-1	ペットボトル	2-1-1	500ml以下	0.03	
				2-1-2	501ml以上	0.08	
		2-2	発泡スチロール	2-2-1	白色トレイ	0.01	
				2-2-2	色付きトレイ	0.01	
				2-2-3	魚箱類	0.00	
		2-3	容器包装該当プラスチック類	2-3-1	容器類（箱、容器、チューブ類等）	1.83	
				2-3-2	包装類（容器類以外）	5.61	
2-4	プラスチック成型品	プラスチック成型品		1.14			
2-5	排出容器等（外袋）以外のレジ袋	容器包装該当類		0.83			
小計						9.54	
3	木竹類	3-1	植木剪定材	3-1-1	木・草類	2.34	
				3-1-2	竹・シュロ類	0.17	
		3-2	植木剪定材以外			2.35	
小計						4.86	
4	厨芥類	4-1	厨芥類	4-1-1	調理残渣、食べ残し等	35.08	
				4-1-2	未開封食品類	0.33	
小計						35.41	
5	布類	5-1	事業活動特有の布類	事業活動特有の布類		0.00	
		5-2	その他のリサイクルできる布類	その他のリサイクルできる布類		0.00	
		5-3	リサイクルできない布類	リサイクルできない布類		3.24	
小計						3.24	
6	その他可燃物	6-1	皮革製品	皮革製品		0.00	
		6-2	皮革以外	その他可燃物		2.41	
小計						2.41	
7	ゴム類	7-1	ゴム類	ゴム製品		0.40	
小計						0.40	
8	金属・ガラス類	8-1	金属類	8-1-1	飲食用アルミ缶	0.00	
				8-1-2	飲食用以外アルミ缶	0.00	
				8-1-3	飲食用スチール缶	0.03	
				8-1-4	飲食用以外スチール缶	0.00	
				8-1-5	缶以外	0.13	
		8-2	ガラス類	8-2-1	ビン類	0.02	
				8-2-2	ビン類以外	0.00	
小計						0.18	
9	その他不燃物	9-1	危険・処理困難物	9-1-1	危険・処理困難物	0.02	
				9-1-2	排出禁止物	0.05	
		9-2	小型家電	小型家電		0.01	
		9-3	その他	その他不燃物		0.12	
小計						0.20	
10	排出容器等	10-1	排出容器等			2.50	
		小計					
合計						100.0	
うち産業廃棄物合計						10.54	
うち資源化の可能性があるごみ（一廃）						8.78	
うち燃やすごみ（一廃）						80.68	

\* 端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

\* 令和2年度（2020年度）は事業系ごみ質（燃やすごみ）組成調査未実施。

(様式1)

## 公募型プロポーザル参加申込書

鎌倉市長 松尾 崇 宛

鎌倉市事業系一般廃棄物資源化事業委託公募型プロポーザルについて、参加を申し込みます。  
なお、本プロポーザル実施要領に記載された参加資格を満たした事業者<sup>\*</sup>であることを申し添えます。

令和4年(2022年) 月 日

事業者名			
所在地	〒		
代表者役職氏名	役職： 氏名：		
管理責任者の所属 部署・職氏名	所属部署： 職： 氏名：		
管理責任者の所属 部署(事業所)の 所在地	〒	左記所在地の鉄道最寄駅	
連絡先 (連絡担当者)	所属部署： 職： 氏名： 電話番号： メールアドレス：		
資本金	円	常時使用する従業員の数	人 うち正社員： 人

(注意事項)

- 1：本様式に入力し、電子ファイルで提出してください。
- 2：「事業者名」、「所在地」及び「代表者役職氏名」は、契約の当事者となる者の情報(例：支店として契約する場合は、その支店の情報)を記載してください。
- 3：鉄道最寄駅は、鎌倉市役所にアクセスする場合に、通常使用する鉄道駅(例：JR横浜駅)を一つだけ記載してください。
- 4：表の体裁(サイズ等)は変更可能ですが、A4判片面1枚以内で作成してください。

(様式2)

## 業 務 受 注 経 歴 書

番号	業務名	発注者	業務内容	契約年月
		所管部署	URL	完了年月
1				年 月
				年 月
2				年 月
				年 月
3				年 月
				年 月
4				年 月
				年 月
5				年 月
				年 月

(注意事項)

- 1 : 募集要領5 (11)に規定する実績について必ず1件以上記入し、複数ある場合には最大5件まで記入してください。
- 2 : 記入したすべての実績を確認できる契約書等の写しを添付してください。
- 3 : 所管部署欄は、その業務の発注者の所管部署（部署名は契約当時のものでも現在のものでもいずれでも構いません。）について記入してください。
- 4 : 業務内容欄は、その業務の概要・特徴、本業務との関連性などについて記入してください。
- 5 : URL 欄は、その業務の履行内容に関連するホームページがある場合に URL 記載してください。
- 6 : 表の体裁（サイズ等）は変更可能ですが、A4判片面1枚以内で作成してください。

(様式3)

## 質 問 票

令和4年(2022年) 月 日

## 1 担当者

事業者名			
所在地	〒		
担当者職氏名			
担当者 連絡先	所属		
	電話番号		
	FAX 番号		
	メールアドレス		

## 2 質問

No	資料名	頁	項目番号・ 記号	質問タイトル	質問内容
1					
2					
3					

(注意事項)

- 1 : 1行につき一つの質問を記入してください。
- 2 : 質問の対象となる資料名(実施要領・仕様書など)、ページ、項目番号などについて記入してください。
- 3 : 表の体裁(サイズ等)は変更可能ですが、A4判で作成し、文字列が選択可能なデータで提出してください。
- 4 : 質問における明らかな誤字脱字は、回答する際に本市で修正することがあります。

(様式4)

## 公募型プロポーザル届出書

鎌倉市長 松尾 崇 宛

鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり提案書等の関係書類を提出します。

提出書類 (以下の順番に整理し提出してください)

<input type="checkbox"/> 公募型プロポーザル届出書 (様式4) ※ <input type="checkbox"/> 誓約書 (様式5) ※ <input type="checkbox"/> その他 (会社概要のパンフレット等) <input type="checkbox"/> 実施体制調書 (様式6) <input type="checkbox"/> 最終処分までの処理工程表 (任意様式) <input type="checkbox"/> 損益計算書及び貸借対照表 <input type="checkbox"/> 見積書 (任意様式) ※ <input type="checkbox"/> 業務提案書 (業務提案概要書) (任意様式)	<input type="checkbox"/> 実施体制調書 (様式6) <input type="checkbox"/> 最終処分までの処理工程表 (任意様式) <input type="checkbox"/> 損益計算書及び貸借対照表 <input type="checkbox"/> 見積書 (任意様式) ※ <input type="checkbox"/> 業務提案書 (業務提案概要書) (任意様式)
部数：2部	部数：10部

令和4年(2022年) 月 日

(提出者) 所在地

事業者名

代表者役職氏名

印

(連絡先) 担当部署

担当者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

(注意事項)

- 1: 代表者印を押印してください。
- 2: ※印の資料については、代表者印の押印等があるものです(実施要領9(2)参照)。
- 3: 表の体裁(サイズ等)は変更可能ですが、A4判片面1枚以内で作成してください。



(様式5)

## 誓 約 書

鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザルに参加するに当たり、関係法令等について再度認識の上、厳正な手続を行い、下記事項のすべてに該当する事業者であることを誓約します。

なお、虚偽、不正行為が判明したときは、いかなる処分に対しても異議を申し立てません。

### 記

- 1 「鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザル実施要領」に記載された参加資格を満たした事業者であること。
- 2 鎌倉市事業系一般廃棄物資源化事業について、最終処分までの処理工程管理を行い、提案内容を含め、円滑かつ安定して実施し、業務のすべてを遅滞なく履行できる能力を有する事業者であること。

以上

鎌倉市長 松 尾 崇 宛

令和4年(2022年) 月 日

(提出者) 所 在 地

事 業 者 名

代表者役職氏名

印

(注意事項)

1 : 代表者印を押印してください。

(様式6 (表))

## 実施体制調書

## 【配置担当者】

配置 予定者	部署・役職	担当する業務	年齢 (年代)	実務経験年数
	氏名		募集要領5 (11) に該当する実績 <sup>2</sup>	
			関連する実績 <sup>3</sup>	
管理 責任者			代	年
担当者1			代	年
担当者2			代	年
担当者3			代	年

## (注意事項)

- 1 : 本プロポーザル募集要領5 (11) に該当する実績に携わっている場合は、その実績と携わった立場がわかるように記入してください。
- 2 : 関連する実績については、提出済みの「様式2 (番号2から5)」に記入した実績に携わっている場合は、その実績と携わった立場がわかるように記入してください。
- 3 : 主たる業務を担う担当者について、作成してください。担当者の欄が足りない場合は、適宜追加してください。表の体裁 (サイズ等) は変更可能ですが、表面と裏面をA4判各1ページ以内で作成してください。
- 4 : 両面印刷で作成してください。

(様式6 (裏))

業務を実施するに当たっての実施体制（体系イメージ等）を記載してください。

(様式7)

## 辞 退 届

参加申込を行った鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザルについて、次の理由により、参加を辞退します。

(辞退理由)

鎌倉市長 松 尾 崇 宛

令和4年(2022年) 月 日

(提出者) 所 在 地

事 業 者 名

代表者役職氏名

印

(注意事項)

- 1 : 代表者印を押印してください。
- 2 : 辞退理由をご教示ください。

鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザル 企画提案審査基準

	評価項目	評価基準	配点
1	同種業務受注実績	他の地方公共団体等との同種業務の受注実績数	5
2	事業の安定性	(1)直近の財務状況が安定的か	10
		(2)事業を継続的に遂行する能力があるか	5
3	提案内容に関する評価	(1)資源化技術の確実性はあるか	15
		(2)温室効果ガスの削減効果がある手法か	10
		(3)施設の休止や災害時などのバックアップ体制が確立しているか	15
		(4)資源化不適物の発生割合の見込みはどの程度か	10
		(5)基本仕様書を満たした上で地域環境へ配慮した提案や付加価値及び追加の提案がなされているか	10
4	見積額	費用対効果は高いか（他の処理コストとの比較等）	10
5	企画提案力	(1)分かり易く、説得力があるか	5
		(2)事業への参画意欲が高いか	5
合 計			100

\*総合計の60%以上を最低基準点とする。